

【資料編】

V 航空機

2 横田飛行場における航空機騒音

資料 46

横田飛行場における航空機騒音の軽減措置（抄）

（昭和 39 年 4 月 17 日日米合同委員会で承認）

2 分科委員会は、横田飛行場における騒音問題について、長期に渡り慎重な検討を実施した。この検討に当って分科委員会は、ジェット航空機の騒音を次の二種類に分類して考察した。

- (1) 地上におけるジェット・エンジンの試運転及び調整作業に伴い発生する騒音
- (2) 飛行活動に伴い発生する騒音

最近のジェット航空が飛行する場合は、必然的に相当の騒音を発生するが、この騒音は、通常は一時的な現象である。また、飛行活動に伴う騒音の量と強度は、その飛行方法および飛行高度より左右されるものである。さらに飛行活動に伴う騒音による影響は、その飛行時刻にも関連がある。即ち、昼間においては不快に感じられない程度の騒音であっても、夜間においては耐えられないような場合もありえる。この騒音は、飛行に伴い必然的に発生し、避けることのできないものであるが、騒音による不快感の程度については、飛行活動に或種の規制を加えることにより、これを軽減することが出来る。その方法としては、飛行時間の制限、飛行方法の規制および所定の飛行規則の遵守により規制することである。しかしながら、戦術的能力を麻痺させ、飛行の安全をおびやかすような一方的措置を行わないよう留意する必要がある。

横田飛行場周辺地域の住民に苦痛を与えている騒音の最大の原因としては、地上におけるエンジンの試運転および調整作業に伴い発生する騒音は、消音装置の設置および使用により、不快に感じられない程度にまで軽減されるものと思われる。

3 分科委員会は、前記の事情を勘案して、横田飛行場における航空機騒音の軽減に関する左記の規制措置につき同意した。また分科委員会は、次に掲げる規制措置が実施されることにより、横田飛行場における航空機騒音についての正当な苦情は著しく減少し、または除去されるであろうことを全員で確認した。

- (1) 消音装置の設置および使用

横田飛行場に、効果的消音装置をできるだけ速やかに設置し、ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業に当り、これを使用すること。

- (2) ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業時間の規制

ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての作業は、効果的消音装置が使用されるまでの間は、緊急の場合または運用上やむを得ない場合を除き、左記の時間には実施しないこと。

ア ジェット・エンジンの試運転場における作業の制限時間

(ア) J-57 型エンジンおよびより高出力のエンジン…17:00～07:00

(イ) その他のエンジン…18:00～07:00

(ウ) 土曜日および日曜日には、ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての試運転作業は実施しない。

イ ジェット・エンジン調整場における作業の制限時間

すべてのエンジン…18:00～07:00

- (3) 列線におけるジェット・エンジン整備出力の規制

列線におけるジェット機の整備出力は、日没後においては、エンジン出力の 60 パーセント以内で実施すること。

(4) 夜間飛行訓練の規制

夜間飛行訓練は、使命の達成及び乗組員の技能保持に必要とする最小限に制限し、かつ司令官は夜間飛行訓練をできるだけ早い時期に終了するよう最善の努力を払うこと。

(5) アフター・バーナー使用の規制

アフター・バーナー装備のジェット機が、アフター・バーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速やかに急上昇を行ない、使命達成のため必要とする場合、または運用上やむを得ない場合を除き、安全高度と安全速度に達した後、速やかにアフター・バーナーの使用を中止すること。

(6) 飛行方法の規制

ア 離着陸および計器進入の場合を除き、横田飛行場隣接地域の上空における最低飛行高度は、ジェット機については平均海面上 2,000 フィートとし、ターボ・プロップ機および在来機については平均海面上 1,500 フィートとすること。

イ 横田飛行場周辺地域の上空におけるすべてのジェット機の速力は、1 マッハ未満に制限すること。

(7) 場周経路等の検討

ア 在日米軍は、人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、ターボ・プロップ機および在来機のより適切な場周経路、発進経路および進入経路の設定について、引き続き検討を加えること。

イ 在日米軍は、人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機のより適切な発進経路および進入経路の設定について、引き続き検討を加えること。

(8) 統計資料の提供

在日米軍は、日本政府（防衛施設庁）の要請に基づき、毎年、横田飛行場における航空機離着陸平均回数（四半期単位）を示す統計資料を提供すること。

4 分科委員会は、横田飛行場において、飛行活動に対する騒音規制措置が、次の通り、すでに実施されていることを確認した。

(1) 人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、および在来機の場周経路、発進経路および、進入経路を変更した。

(2) 人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機の発進経路を設定したこと。

(3) 管制塔員は、操縦士に所定の場周経路の飛行および騒音抑制処理を確実に遵守させるため、横田飛行場周辺地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、管制すること。

(4) 操縦士および整備員に対し、横田における騒音問題の重要性につき十分教育するとともに、各飛行に当っては、騒音抑制上遵守しなければならない事項を指示すること。

(5) 日曜日の飛行訓練を最小限に制限すること。

(6) 低空において高騒音を発する飛行を禁止すること。

(7) 横田飛行場周辺地域の上空における曲技飛行を禁止すること。

(8) 横田飛行場司令官およびその幕僚は、騒音問題およびその対策を常時留意検討するとともに、住民の理解を深め、日米双方の協力を推進するため、政府の地方機関および地方公共団体の代表者と密接な連絡を取ること。

5 勧告 日米合同委員会が本報告を承認することを勧告する。

資料 47

横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意

平成 5 年 11 月 18 日

外務省

防衛施設庁

本日、日米合同委員会は、1964 年（昭和 39 年）4 月 17 日の第 81 回日米合同委員会において承認された、「横田飛行場における騒音軽減に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告」を一部改正する合意に達したことを発表した。改正内容は次の通りである。

「22 時から 6 時までの間の時間における飛行および地上における活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊急と認められるものに制限される。夜間飛行訓練は在日米軍の任務の達成および乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動をできるだけ早く完了するようすべての努力を払う。」

本件改正は、航空機騒音対策分科委員会が、1993 年（平成 5 年）10 月 25 日および 11 月 26 日に、横田飛行場における騒音規制措置について再検討を行ったことを受けて、同分科委員会より合同委員会に対し勧告されたものである。

これは在日米軍施設・区域周辺の住民の懸念に答えるために、日米両国が常々、いかに真剣に検討を行っているかを示す一例である。その他の例としては、米海軍による N L P のかなりの部分が本年 4 月に日本政府により提供された硫黄島の施設を使用して実施されていることや、米軍機のエンジンテストが提供施設整備予算で建設された「ハッシュハウス（消音装置）」内において行われていること等があげられる。更に、米国は、自主的に取っている諸措置の一環として、高性能航空機（ジェット戦闘機）のアフター・バーナーの使用を減らし、可能な限り人口のなるべく少ない地域の上空を飛行するよう軍用機に指示しており、また、日曜日、日本の祝日並びにその他何かの特別な日について、運用上の要請上必要でない場合には、訓練飛行を最小限にとどめるようにしている。両国政府は、安保条約に基づく米国のコミットメントを果たすことを可能ならしめるために、米軍が活動し訓練を行うことが必要であることを確認するとともに、在日米軍の活動の周辺住民に与える影響を軽減するために出来得る限りの努力を続けることを約した。

資料 48

横田飛行場の常駐機及び主な飛来機

横田飛行場に離着陸している航空機は輸送機が主体となっている。

[常駐機]

1 C-130J (スーパーハーキュリーズ)

ターボプロップ4発の軍用中距離輸送機で、第374空輸航空団第36空輸中隊の主力機。横田飛行場で年間を通じて離発着の多い機種である。

2 C-12 (ヒューロン)

小型の双発ターボプロップ機（汎用機）で、アメリカのビジネス用機として多く採用されている。

3 CV-22 (オスプレイ) (第353特殊作戦航空団所属)

回転翼軸の角度が変更できるティルトローター方式を採用し、飛行中でも固定翼機とヘリコプターの特性を切り替えることが可能な垂直離着陸機である。CV型は米空軍仕様。

[飛来機]

1 KC-135 (ストラトタンカー)

空中給油・輸送機。大型輸送機ボーイング707の姉妹機。

2 C-17 (グロブマスターⅢ)

ジェット4発の大型輸送機で米空輸軍団(AMC)の主力機。低騒音型エンジンを装備。

3 C-5 (ギャラクシー)

ジェット4発の世界最大級の輸送機。いわゆるジャンボジェット機(ボーイング747)よりひと回り大きい。

この他に米軍がチャーターした民間輸送機(ボーイング747など)のほか、他の基地の戦闘機なども飛来することがある。

横田飛行場の常駐機及び主な飛来機



C-130J スーパーハーキュリーズ



CV-22 オスプレイ



KC-135 ストラトタンカー

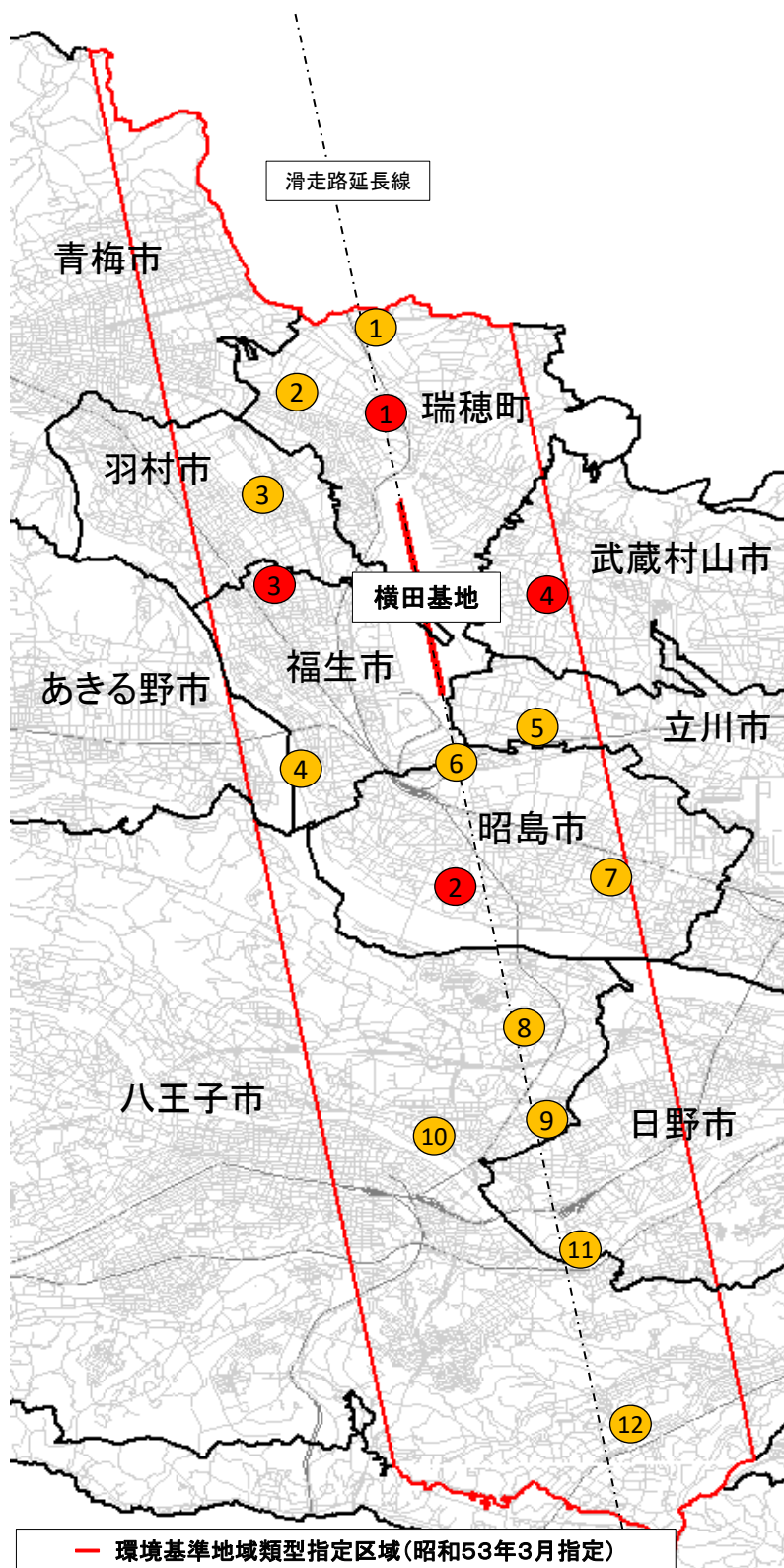


C-17 グローブマスターⅢ



C-5 ギャラクシー

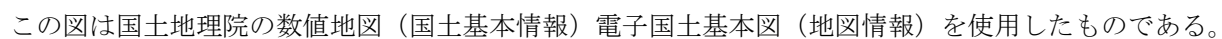
横田飛行場騒音調査地点図



この図は国土地理院の数値地図25000(空間データ基盤)を使用したものである。

固定(通年)調査地点	
①	瑞穂(瑞穂町農畜産物直売所)
②	昭島(昭島市役所)
③	福生(福生第二中学校)
④	武蔵村山(第二老人福祉館)
分布(短期)調査地点	
①	事業所C
②	瑞穂町長岡会館
③	羽村第二中学校
④	福生第五小学校
⑤	西砂小学校
⑥	建設局昭島観測井
⑦	中神小学校
⑧	石川市民センター
⑨	都市づくり公社
⑩	大和田市民センター
⑪	滝合小学校
⑫	東京都立大学

横田飛行場周辺の騒音状況 (Lden)



資料 51

令和 6 年度横田飛行場航空機騒音固定調査地点での航空機騒音の年間平均値

調 査 地 点	地域 類型	L d e n (dB)	W E C P N L	騒音発生回数		環境 基準
				(回／日)	(回／年)	
瑞穂町農畜産物直売所	I	6 2	7 8	26.6	9,708	×
昭島市役所	I	5 6	7 0	17.1	6,248	○
福生第二中学校	I	4 7	6 0	3.5	1,263	○
武蔵村山市立第二老人福祉館	I	4 5	5 9	1.3	479	○

- (注) 1 環境基準 (L d e n) の基準値は I 類型 (住居系地域) が L d e n 57dB 以下、II 類型 (その他の地域) が L d e n 62dB 以下となっており、達成が○、未達成が×である。
- 2 WECPNL は参考値である。
- 3 騒音発生回数は、騒音が 70 デシベルを 5 秒間以上超えたものを集計した。

資料 52

横田飛行場固定調査地点の L d e n 及び W E C P N L の推移

調 査 地 点		2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
L d e n (dB)	瑞穂町農畜産物直売所	6 2	6 1	6 5	6 2	6 2
	昭島市役所	5 5	5 6	5 8	5 5	5 6
	福生第二中学校	4 7	4 7	4 9	4 6	4 7
	武蔵村山市立第二老人福祉館	4 3	4 2	4 6	4 2	4 5
W E C P N L	瑞穂町農畜産物直売所	7 8	7 8	8 0	7 9	7 8
	昭島市役所	6 9	6 9	7 1	6 9	7 0
	福生第二中学校	6 0	6 0	6 3	5 9	6 0
	武蔵村山市立第二老人福祉館	5 6	5 5	5 9	5 5	5 9

- (注) 1 網かけは、環境基準超過を示す。
- 2 WECPNL は参考値である。

資料 53

横田飛行場分布調査地点でのL d e n及びWE C P N Lの実測値及び推定値の推移

L d e nの実測値及び推定値の推移

調 査 地 点	地域 類型	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
		実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値
事業場（C）	I	58	56	56	55	66	56	57	57	54	56
瑞穂町長岡会館	I	52	50	49	48	65	55	51	52	47	51
羽村第二中学校	I	49	47	46	47	61	51	46	47	43	47
福生第五小学校	I	48	46	46	47	58	47	47	48	43	47
西砂小学校	I	50	50	50	50	63	53	49	51	49	54
建設局昭島観測井	I	62	62	62	62	71	63	63	61	59	61
中神小学校	I	44	45	44	45	44	46	44	44	44	46
石川市民センター	I	51	53	51	54	52	54	53	53	51	53
都市づくり公社	Ⅱ	50	51	50	51	50	52	51	52	48	51
大和田市民センター	I	42	43	42	43	42	44	43	43	42	44
滝合小学校	I	47	49	47	49	48	50	50	50	47	49
東京都立大学	I	47	48	47	48	47	49	49	49	46	48

（注）1 網かけは、環境基準超過を示す。

WE C P N Lの実測値及び推定値の推移

調 査 地 点	地域 類型	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
		実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値
事業場（C）	I	72	71	74	71	80	71	71	72	68	71
瑞穂町長岡会館	I	66	64	62	59	76	67	65	65	59	60
羽村第二中学校	I	63	60	58	60	72	62	60	60	57	59
福生第五小学校	I	61	58	60	61	70	60	61	61	56	58
西砂小学校	I	62	60	63	62	75	65	62	62	61	68
建設局昭島観測井	I	78	76	77	76	85	79	76	76	74	78
中神小学校	I	58	59	55	58	57	60	55	57	56	59
石川市民センター	I	64	65	54	66	64	68	66	67	64	67
都市づくり公社	Ⅱ	62	63	61	64	62	66	64	65	62	64
大和田市民センター	I	55	55	54	56	54	57	54	56	54	57
滝合小学校	I	59	59	59	61	59	62	61	63	59	61
東京都立大学	I	59	59	58	61	58	61	62	63	58	61

「令和6年度 航空機騒音調査結果報告書」（東京都環境局）より

資料54

航空機騒音防止対策の推進について（要請）

東京都は、横田飛行場周辺において、航空機騒音の実態を把握するため、継続的に調査を行っております。

令和6年度の調査（別添）では、環境基準指定地域内の調査地点16地点のうち、2地点で環境基準に適合しませんでした。このうち1地点については、環境基準指定地域に設定した昭和53年から適合しない状態が続いています。

東京都は、周辺住民の生活環境を保全するため、貴職に対し、航空機騒音防止対策の推進を毎年要望しておりますが、このような状況が続いていることを踏まえ、下記事項について、より一層取組を強化するよう要請いたします。

記

- 1 日米合同委員会の合意事項の遵守等により、航空機騒音の軽減を図ること。
 - （1）22時から6時までは飛行訓練等を行わないこと、及び17時から8時までにはエンジンテストを行わないことを徹底すること。また、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。
 - （2）土曜日・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始、入学試験時期等の特別な日の飛行訓練等を極力行わないこと。
 - （3）市街地上空では低空飛行や旋回飛行を行わないなど、航空機の運用に当たっては騒音抑制に配慮すること。また、操縦士等に対し、騒音抑制のための十分な教育を行うこと。
 - （4）航空機の低騒音化を推進すること。
 - （5）人口が密集した市街地に所在する横田飛行場では、空母艦載機の着陸訓練、騒音が著しい戦闘機の離着陸を伴う訓練を実施しないこと。
- 2 訓練飛行等に関して、適切な情報提供を行うこと。
 - （1）騒音を伴う訓練及び航空機の飛行実態について、適切な情報提供を行うこと。
 - （2）騒音抑制のために米軍が講じている運用上の措置について明らかにすること。

令和8年1月29日

横田基地第374空輸航空団司令官

リチャード F. マックエルハニー大佐 殿

東京都知事 小池 百合子

令和 8 年 1 月 29 日

防 衛 大 臣
小 泉 進 次 郎 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子

航空機騒音防止対策の推進について（要請）

平素から、航空機騒音防止対策の推進について御尽力いただき感謝申し上げます。
東京都は、横田飛行場、厚木飛行場及び立川飛行場の周辺において、航空機騒音の実態を把握するため、継続的に調査を行っており、令和 6 年度の調査は別添のとおりです。

この調査結果によると、

- ① 横田飛行場については、環境基準指定地域内の調査地点 16 地点のうち、2 地点で環境基準に適合しませんでした。このうち 1 地点については、環境基準指定地域に設定した昭和 53 年から適合しない状態が続いています。
- ② 厚木飛行場及び立川飛行場においては、全ての調査地点が環境基準に適合しました。

東京都は、周辺住民の生活環境を保全するため、横田飛行場においては、貴職のほか、在日米軍、外務省、環境省に対し、航空機騒音防止対策の推進を毎年要望しておりますが、このような状況が続いていることを十分踏まえ、貴職におかれましては、航空機騒音防止に向け、下記事項についてなお一層尽力くださいますようお願いいたします。また、厚木飛行場及び立川飛行場においては、航空機騒音に係る環境基準達成維持に一層御尽力くださいますようお願いいたします。

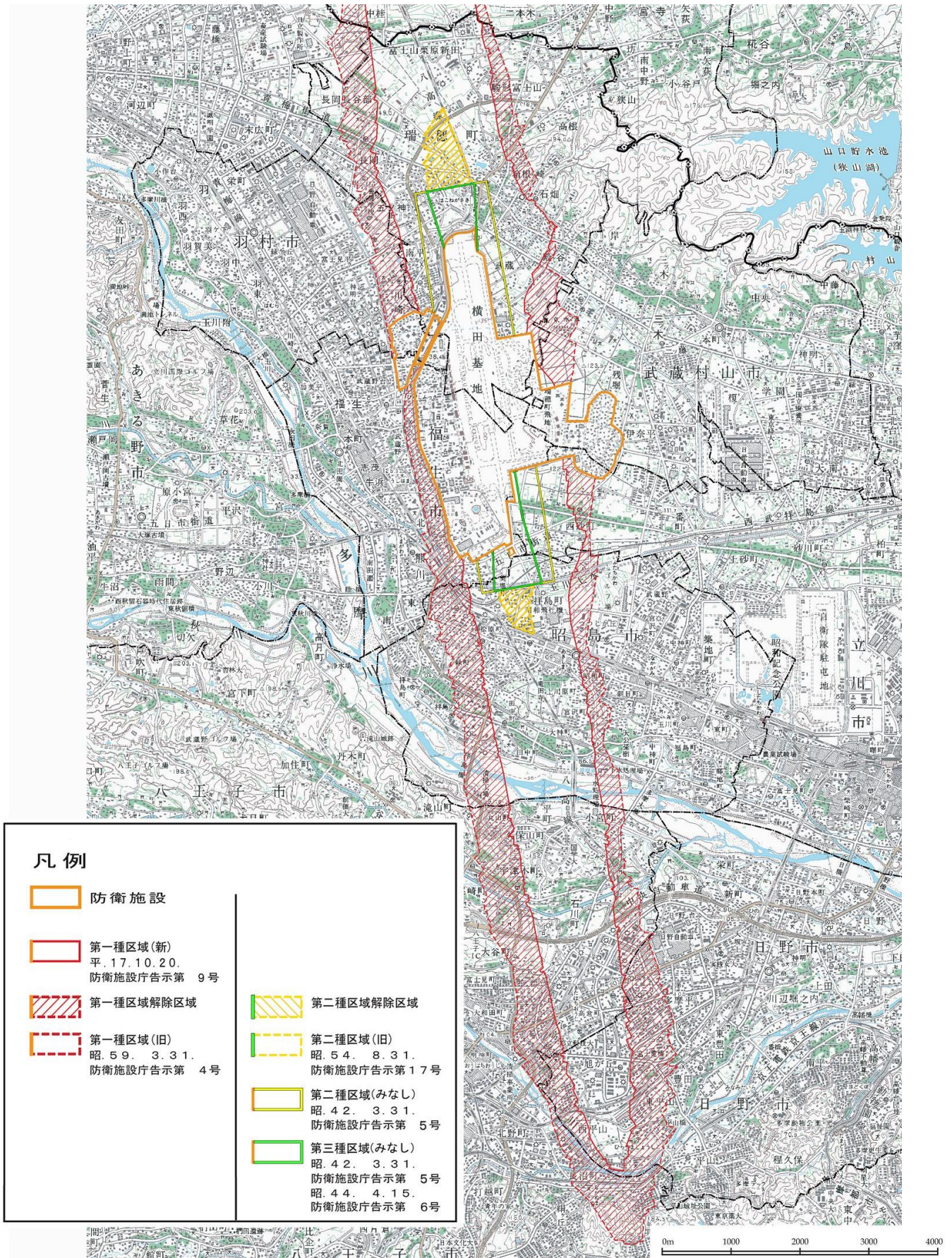
記

- 1 訓練飛行等による周辺住民の生活への影響の防止
- 2 航空機の低騒音化の推進
- 3 横田飛行場における住宅防音工事に係る対象区域及び補助対象施設の拡大
- 4 横田飛行場におけるエンジン試運転及び調整作業に伴い発生する騒音の防止対策の強化
- 5 周辺住民に影響を及ぼすような飛行等に関する情報提供の推進

※外務大臣及び環境大臣に対しても同様の主旨で要請

資料 56

横田飛行場周辺の住宅防音工事助成対象区域図（都内分）



この地図は、東京防衛施設局が国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製し、作成したものである。

資料57

横田基地周辺住宅防音工事補助事業実績

(単位:世帯)

市町名	種別	年度											R5	R6	合 計
		S50～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4				
昭島市	新規	9,773	4	4	3	2		3		4	1		1	9,795	
	追加	5,729	2	1	1	1	1	8	4	2			7	5,756	
	特定新規	900	2	2	1	1	1	1	1	11	2	1		923	
	特定追加	72		1					1	1				75	
	建替	257	4	8	4	5	9	5	6	1	1	1		301	
	防音区画改善	45	3	6	2	5	5	16	9	16	6	3	6	122	
	外郭	527	7	3	18	7	1	6	3	26	6	1	13	618	
	告示後	97	4	10	1	2	1	2	9	14	59	55	8	262	
瑞穂町	新規	4,458	6	3	1	4	2	6	2	3	6	3		4,494	
	追加	2,887		5	3		1			2	3			2,901	
	特定新規	540	6	2	1		2		2	2	1		1	557	
	特定追加	193												193	
	建替	141	8	4	1	2	2	3	11	2	4		1	179	
	防音区画改善	32	3	11	3	3		12	6	9	12	2	1	94	
	外郭	255	3	1	1	1	1	2	2	1	1			268	
	告示後	91	6		1			3	21	2	10	14	2	150	
福生市	新規	2,248												2,248	
	追加	963	3	1										967	
	特定新規	223												223	
	特定追加	2												2	
	建替	214			1	1			4	1	1			222	
	防音区画改善	6		1		1		2		1	1	1	1	14	
	外郭	40	2						3					45	
	告示後														
立川市	新規	571	1	1				1						574	
	追加	378			1				1					380	
	特定新規	13												13	
	特定追加	3												3	
	建替	6	1			1			2					10	
	防音区画改善	9	1					1	5		1			17	
	外郭	10												10	
	告示後	1												1	
八王子市	新規	6,661	2					2		3	1		1	6,670	
	追加	3,689	2	1	1		1	1	1	2				3,698	
	特定新規	169				1				5				175	
	特定追加	8						1						9	
	建替	37				2			8	2	2			51	
	防音区画改善	28	2	2	4	3	7	4	4	10	5	1	1	71	
	外郭	2								1				3	
	告示後														
日野市	新規	6,716	2	1		1		1	2	1				6,724	
	追加	2,719		1	1			1	1	1				2,724	
	特定新規	174							1					175	
	特定追加	3												3	
	建替	39					1		1	2		1		44	
	防音区画改善	20	1	3	3	7	3	2	4	14	3	1	3	64	
	外郭										1			1	
	告示後														
青梅市	新規	13												13	
	追加	8												8	
羽村市	新規	626												626	
	追加	456												456	
	特定新規	1												1	
	建替	3												3	
武蔵村山市	新規	105												105	
	追加	75												75	
	建替	1												1	
合計	新規	31,171	15	9	4	7	2	13	4	11	8	3	2	31,249	
	追加	16,904	7	9	7	1	3	10	7	7	3		7	16,965	
	特定新規	2,020	8	4	2	2	3	1	4	18	3	1	1	2,067	
	特定追加	281		1				1	1	1				285	
	建替	698	13	12	6	11	12	8	32	8	8	2	1	811	
	防音区画改善	140	10	23	12	19	15	37	28	50	28	8	12	382	
	外郭	834	12	4	19	8	2	8	8	28	8	1	13	945	
	告示後	189	10	10	2	2	1	5	30	16	69	69	10	413	
	52,237	75	72	52	50	38	83	114	139	127	84	46	53,117		

(注)

- 1 種別でないものは、実績がないことを示す。
- 2 新規とは、防衛省告示により区域指定された日に現に所在する住宅に対して初めて実施する防音工事で、5及び6を除く。追加とは、新規防音工事を実施した住宅を対象に行う防音工事で、5及び6を除く。
- 3 特定新規とは、第一種区域の指定基準値を段階的に拡大し区域指定してきたことにより生じた不均衡(外側の区域ほど内側の区域よりも新しい住宅まで対象になつてしまふ、いわゆるドーナツ現象)を是正するため、昭和55年9月10日までに告示された区域において、昭和59年3月31日までに建設された住宅を対象に実施する防音工事で、2、4、5及び6を除く。特定追加とは、特定新規を実施した住宅を対象に行う防音工事で、5及び6を除く。
- 4 建替とは、区域指定告示の際に所在していた住宅を区域指定告示日後に建て替えた又は建て替える住宅を対象とする防音工事
- 5 防音区画改善とは、バリアフリー住宅・フレックス対応住宅及びこれ以外の住宅で、身体障害者や要介護者等が居住する住宅を対象に、台所、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画と居室を一つの区画とする防音工事で、4及び7を除く。横田における実績は平成12年度から。
- 6 外郭とは、85WECPNL以上の区域において、世帯人員にかかわらず、原則として、家屋全体を一つの区画とする防音工事で、4及び7を除く。平成14年度から実施され、平成22年度からは、鉄筋コンクリート造の集合住宅で初めて防音工事を実施する場合、75WECPNL以上85WECPNL未満の区域まで対象が拡大されている。
- 7 告示後とは、平成17年の区域見直し後の85WECPNL以上の区域において、平成17年10月20日までに建設された住宅に対し実施する防音工事で、4を除く。

(北関東防衛局より情報提供)

